

約款・各種条件の見直し内容

【特定小売供給約款（規制料金）】

No.	項目	内 容
1	計量器故障時等における使用電力量の算定方法の見直し	<p>計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合等の使用電力量は、当社とお客さまとの協議により定めておりますが、当社と一般送配電事業者等との協議により定めることに見直します。</p> <p>※ 協議の際に依拠する基準（託送供給等約款）はこれまでと変わりませんので、協議結果に実質的な違いはありません。</p>
2	前受金、前払金、予納金、保証金および違約金の廃止	<p>以下の制度を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前受金 … お客さまが希望する場合に、あらかじめ電気料金をお預かりする ・前払金（定額制供給）、予納金（従量制供給） <ul style="list-style-type: none"> … 臨時電灯、臨時電力および農事用電力について、使用に先立って電気料金を申し受けける ・保証金 … お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合等に、ご使用開始もしくは再開に先立って予想月額料金の3月分を超えない金額をお預かりする ・違約金 … 電気の不正使用等により電気料金の全部または一部の支払いを免れた際に、その免れた料金の3倍に相当する金額を申し受けける
3	供給停止、解約の予告等の方法の見直し	お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合等には、あらかじめ書面等で予告した上で、供給の停止、需給契約の解約を行うことがありますが、お客さまが正当な理由なく予告を受け取られない場合、書面を書留郵便にて発送し、その2日後に予告したものとみなすことに見直します。
4	その他の見直し	災害時における特別措置（支払期日の延伸、不使用月の基本料金免除等）の適用のお申出をいただく場合、り災証明書等を原則として提出いただくこととしておりますが、必要に応じて提出いただくことに見直します。

【電気供給条件〔低圧〕（低圧自由料金）】

- 上記No. 1、2（前受金、保証金、違約金）、3（解約の予告）に準ずる見直しに加え、下表（No. 5）を見直し

No.	項目	内 容
5	契約期間の定めの見直し	「料金適用開始の日からその日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日まで」を契約期間としており、「料金適用開始の日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日まで」に見直します。

【標準供給条件（高圧/特別高圧）】

- 上記No. 1、2（前受金、予納金、保証金、違約金）、3（解約の予告）に準ずる見直しに加え、下表（No. 6）を見直し

No.	項目	内 容
6	進相用コンデンサ開放時の力率協議の見直し	<p>技術上必要がある場合で、お客さまに進相用コンデンサの開放をお願いする場合、1月の力率は、必要に応じて当社とお客さまとの協議により定めておりますが、当社と一般送配電事業者等との協議により定めることに見直します。</p> <p>※ 協議結果に実質的な違いはありません。</p>

【ガス供給条件】

- 上記No. 2（保証金、違約金）、3（解約の予告）、5に準ずる見直し